

住居確保給付金(家賃補助)のしおり

(世帯収入の減少により住居を喪失する又はそのおそれのある方へ)



お問い合わせ先

府中市役所 生活福祉課 自立生活支援担当 ☎042-335-4191

住居確保給付金(家賃補助)のご案内

住居確保給付金(家賃補助)は、離職および自営業で廃業した日から2年を経過していない方、または個人の責に帰すべき理由や都合によらない就業機会の減少により経済的に困窮した方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居がない方又は失うおそれのある方を対象に、家賃相当分を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

・住宅確保給付金(家賃補助)の申請にあたって

住宅確保給付金(家賃補助)は家賃のことを心配せずに安心して就職活動を行えるように支給されるもので、常用就職(常用就職とは:期間の定めのない労働契約または6か月以上の労働契約による就職のこと)をして生活を安定させることが目的です。

支援にあたっては、生活を立て直しできるよう相談支援員が、利用者ごとにプランを立てて支援を行います。

詳細については次のページ以降をご確認ください。

【目次】

- 1 住居確保給付金を受けることができる方について
- 2 給付対象となる費用について
- 3 支給方法について
- 4 支給期間について
- 5 支給金額について
- 6 支給金額の算出方法について
- 7 住居確保給付受給中に行っていたりいただくことについて
- 8 延長・再延長について
- 9 住居確保給付金を中止する場合について
- 10 支給額等の変更について
- 11 その他、届出・報告が必要な場合について
- 12 給付金の再支給について
- 13 不正受給者への対応について



1 住居確保給付金を受けることができる方について

申請時に次の(1)から(8)のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 離職や自営業の廃業または、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失したまたはそのおそれがある。
- (2) 次の①または②のいずれかの状態にある。
- ① 申請日において離職から2年以内である。
(離職後2年以内に、妊娠・出産・育児・疾病などで求職活動ができない状況にあった方は、自立相談支援員にご相談ください。)
- ② 個人の責めに帰すべき理由・都合によらず減収し、個人の就労状況が離職か廃業の場合と同等程度の状況にある。
- (3) 離職日に主たる生計維持者であった。
(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっていた場合も含む。)
- (4) 申請月における、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入(税金天引き前の総支給額)の合計額が次の表1の「収入基準額」以下である。

収入とは、給与収入、事業収入(例:自営業など)、公的給付(例:失業給付や年金など)、その他恒常的な収入(例:仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】=総支給額(社会保険料天引き前)－交通費支給額

【自営業等の事業収入】=総収入金額－必要経費(事業収入を得るための必要経費)(※確定申告に準ずる)

【収入に含まれないもの】

- ・22歳以下で学校教育法に規定される学校に就学中の子の収入
- ・借入金、退職金、児童手当、貸与型・給付金型奨学金、各種保険金

収入基準額の計算方法:基準額+申請者家賃=収入基準額

※申請者家賃に管理費、駐車場代、水道光熱費等は含みません。

◎表1 収入基準額

世帯人数	収入基準額	
	基準額+申請者家賃(家賃上限額)	収入上限額
1人	84,000円+申請者家賃(上限69,800円)	153,800円
2人	130,000円+申請者家賃(上限75,000円)	205,000円
3人	172,000円+申請者家賃(上限81,000円)	253,000円
4人	214,000円+申請者家賃(上限86,000円)	300,000円
5人	255,000円+申請者家賃(上限91,000円)	346,000円
6人	297,000円+申請者家賃(上限91,000円)	388,000円
7人以上	334,000円+申請者家賃(上限97,000円)	431,000円

□(5) 申請日において申請者および申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表2の「金融資産上限額」以下である。

◎表2 金融資産上限額

世帯人数	1人	2人	3人
金融資産上限額	504,000円	780,000円	1,000,000円

【金融資産とは】

・手持現金、預貯金(定期預金や外貨を含む)、債券、株式、投資信託(NISA 含む)、暗号資産など。

※負債がある場合、金融資産との相殺は行いません。

□(6) 公共職業安定所に求職申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動を行う。あるいは、自身の都合によらず減収している場合であって、経営改善に意欲的な者については、自治体が指定する経営相談先に継続的に相談を行い、経営相談先の指導のもとで自立に向けた活動計画を作成・実行を熱心に行う。

(※公共職業安定所での就職活動をするよう自治体が指導する場合があります。)

□(7) 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付などを、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。

□(8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではない。

2 給付対象となる費用について

給付の対象となる費用は実質家賃のみとなり、その他の経費等は対象外となります。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
●実質家賃	●管理費 ●駐車場代 ●水道光熱費 など ※申請日前の滞納家賃への充当はできません

3 支給方法について

生活福祉課から、大家・不動産業者などへ振込となります。

(※申請者の口座には直接振り込まれません。)

4 支給期間について

原則3か月間です。

最初の3か月で常用就職することができず、誠実で熱心な就職活動を実施し、自立相談支援員が、延長することが常用就職のために必要だと判断した場合に延長が可能です。

5 支給金額について

支給金額の計算方法は、**支給金額 = 基準額(A) + 申請者家賃(B)(実質家賃) - 世帯収入額(C)**となります。下記のAまたはIの場合に応じて、それぞれの定める額が支給されます。

1か月ごとの支給となります。

府中市の基準額及び家賃上限額は以下のとおりです。

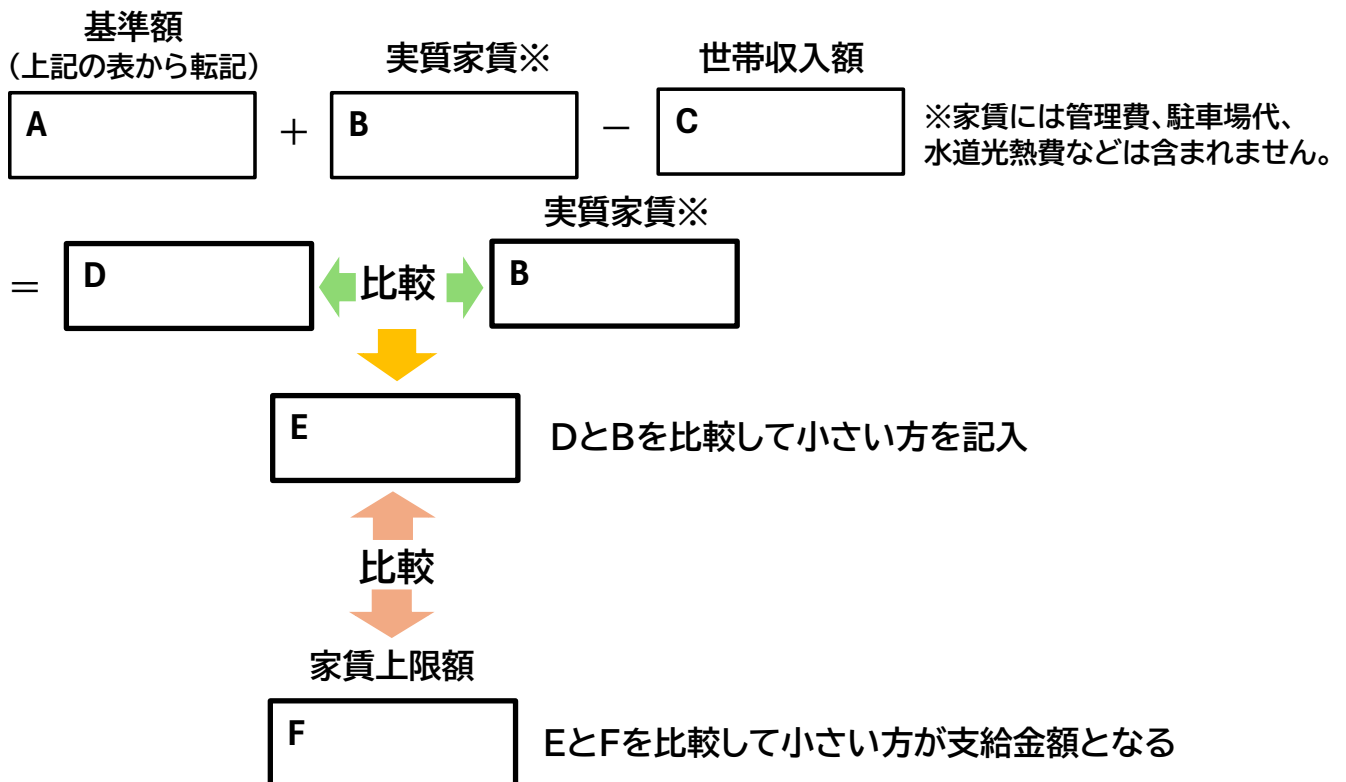
世帯人数	基準額(A)	家賃上限額(F)
1人	84,000円	69,800円
2人	130,000円	75,000円
3人	172,000円	81,000円
4人	214,000円	86,000円
5人	255,000円	91,000円
6人	297,000円	91,000円
7人以上	334,000円	97,000円

【注意点】

支給金額には上限があり(家賃上限額)、世帯人数によって異なります。申請者家賃の金額が家賃上限額を超えている場合、家賃上限額までが支給され、差額は申請者の負担となります。

6 支給金額の算出方法について

$$\text{支給金額} = \text{基準額(A)} + \text{申請者家賃(B)(実質家賃)} - \text{世帯収入額(C)}$$



7 延長・再延長について

(1) 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、常用就職ができなかった場合は3か月間を限度に2回まで延長および再延長することが可能です。ただし次の要件の①から③すべてを満たしている必要があります。(※延長については、受給期間の最終月に手続きが必要です。)

- ① 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと。
- ② 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること。
- ③ 上記2点を満たしており、自立相談支援員が就職のために必要と判断した場合。

(2) 延長および再延長の支給額は、延長および再延長申請時の収入に基づいて再計算されます。収入額によっては、延長および再延長前の支給額から変更となる場合があります。

8 住居確保給付受給中に行っていたことについて

受給期間中は、就労支援員との面談を通じて、就職活動をしていただく必要があります。支給期間中は担当の自立相談支援員や就労支援員の助言を聞き、就職活動を行ってください。受給者は、下記活動のほか、相談員が支援に当たり作成したプランに基づいた活動をしていただく必要があります。活動内容の報告がない場合や、求職活動要件を満たしていない場合、相談員の指示に従わない場合などは、その事実が確認できた時点で給付が中止となります。

下記のアまたはイの該当する状況により活動内容が異なります。

ア 2年以内の離職・廃業があった方、自身の都合によらない減収者

- (1) 公共職業安定所に求職申込を行う。
- (2) 月4回以上、自立相談支援機関での面接等の支援を受ける。
- (3) 月2回以上、公共職業安定所等で職業面談などを受ける。
- (4) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。

※職業訓練受給者は(1)、(3)、(4)が免除され、(2)は職業訓練の合間を縫って実施します。自立相談支援員の指示に従ってください。

イ 自身の都合によらない減収者のうち、自営業者で経営改善に意欲的であり、経営相談を継続して行える方

- (1) 原則月1回以上、経営相談先へ面接等の支援を受ける。
- (2) 経営相談先の助言などのもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上計画に基づいた取り組みを行う。
- (3) 月4回以上、自立相談支援機関の面談を受け、計画どおり活動ができているか報告を行う。

※該当者に当たっては、自立相談支援員が資格を確認し、ご案内します。

経営相談先からの事前相談を受けることが必要です。経営相談先からの助言により公共職業安所等での求職活動などを行うことが適当だとされた場合には、アの求職活動を行っていただきます。

9 住居確保給付金を中止する場合について

下記の場合は給付金の支給を中止することがあります。

- (1) 受給者が、誠実かつ熱心な就職活動を行わない、または自治体の指示に従わない場合。(※事実が確認された月より給付を中止します。)
- (2) 申請者が常用就職し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合や、在籍している企業等で、就業機会が増えるなど、勤務・収入状況が改善した場合。(原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。)
- (3) 収入の報告を怠った場合。
- (4) 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合。(大家からの要請や担当の自立相談支援員の指示による場合を除く。)
- (5) 支給決定後、虚偽の申請など不適正な受給に該当することが明らかになった場合。(直ちに支給を中止します。)
- (6) 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合。
- (7) 支給決定後、受給者または同一の世帯の属する者が暴力団員と判明した場合。(直ちに支給を中止します。)
- (8) 受給者が生活保護費を受給した場合。
- (9) 受給者が、住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合。また、中断期間中に受給者が毎月1回の面談などによる報告を怠った場合。
- (10) 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合。

10 支給額等の変更について

下記の場合に限り、支給額や支給方法の変更が可能です。

- (1) 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃が変更された場合。
 - (2) 世帯収入額が収入基準額を下回った場合かつ、支給額が家賃上限額に達していない場合。
 - (3) 借主の責によらず転居せざるを得ない場合。
 - (4) 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法となった場合。
- ※支給額の変更を行う場合は、申請書の提出が必要となります。「家賃が変わったこと」、または「収入が減少したこと」が証明できる書類をご用意の上、担当の自立相談支援員にご相談ください。

11 その他、届出・報告が必要な場合について

- (1) 支給決定後に常用就職した場合は、自立相談支援員に報告し次の書類を提出してください。
 - ① 常用就職届
 - ② 求人票や契約書など、雇用契約について記載のある書類
- (2) 常用就職し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として収入基準額を超える収入が得られた月から支給を中止するため、給料が振り込まれた際に毎月、「収入額を確認できる書類」(給与明細または給与が振り込まれた金融機関口座の預金通帳の写しなど)を提出してください。

※例えば、1月に収入基準額を超える収入があった場合は、1月末の支給が中止となります。また、収入の報告がない場合も中止となります。

(3) 自身の都合によらず減収した方で、在籍している企業等において就業機会が増えるなど、勤務・収入状況が改善した場合は、担当の自立相談支援員に報告が必要です。

その場合、原則として収入が収入基準額を超えた月より支給が中止となります。

(4) 妊娠、出産、育児、疾病または負傷などの理由により就職活動が行えない場合は、給付金の中断が可能となるため、担当の自立相談支援員にご相談ください。(※給付金の中断中も定期的な面談が必要となります。)

12 給付金の再支給について

住居確保給付金は原則1人1回の支給です。ただし、以下の条件にあてはまる場合は再支給が可能となります。

(1) 給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社都合により解雇になった場合や会社が倒産した場合。

※受給者の責に帰すべき重大な事由による解雇の場合は除く。

※採用時点であらかじめ「雇用期間が決まっており雇用契約の更新がないことに合意していた場合」は、会社都合の解雇には当たりません。

(2) 以下の①から③の条件をすべて満たしている場合

① 就業機会および収入を得る機会が増加した後であること。

② 再び就業している個人の給与、その他の業務上の収入を得る機会が、個人の責めに帰すべき理由によらず減収していること。

③ 従前の給付金の支給が終了してから1年間経過していること。(※従前の支給が終了した月の翌月から起算する)

13 不正受給者への対応について

虚偽の申請など、不正受給に該当することが判明した場合、すでに支給した給付金の全額または一部を返還していただきます。また、以降の給付金の支給も中止となります。

犯罪性の疑われる不正受給の場合は、警察による捜査が行われることがあります。

